

150501

18年度ダブル改定に向け厚労・財務両省始動 マイナス改定は必至!?

2025年・地域包括ケアの構築の最大の山場である2018年度診療報酬・介護報酬のダブル改定に向けて厚生労働・財務両省が動き始めています。 [介護報酬改定を踏まえた今後の課題と介護報酬改定検証・研究委員会における調査]

4/23 厚生労働省は介護給付費分科会を開き 2018年度改定に向けた課題・スケジュールを提示しました。処遇改善加算をめぐっては実際に効果が出るのか疑問視する声が少なくありません。加算という手法を続けることにも異論があり次回の改定でも大きな論点になります。経営実態調査については 設計を見直して精度を高めるべきだと多くの委員から強い要望があります。

地域包括ケアシステムの構築の推進

「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題（抄）

○今回の介護報酬改定においては 介護保険制度の持続可能性という視点とともに 質の高い介護サービスの安定的な供給とそれを支える介護人材の確保 医療と介護の連携・機能分担更なる効果的・効率的なサービス提供を推進するための報酬体系の見直し 報酬体系の簡素化など 介護サービスのあるべき方向性も踏まえた検討を行うとともに 診療報酬との同時改定も見据えた対応が必要であり 例え以下のような課題が考えられる。

●通所リハビリテーションや通所介護、認知症対応型通所介護などの居宅サービスについては それらの共通の機能とともに それぞれのサービスに特徴的な機能（例えばリハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなど）の明確化等により一体的、総合的な機能分類や評価体系となるよう引き続き検討する。

またその際には 現行の事業所単位でのサービス提供に加えて 例えば地域単位でのサービス提供の観点も含め 事業所間の連携の進め方やサービスの一体的、総合的な提供の在り方についても検討する。

●介護保険制度におけるサービスの質については 統一的な視点で 定期的に 利用者の状態把握を行い 状態の維持・改善を図れたかどうかを評価することが必要である。このため 介護支援専門員による利用者のアセスメント様式の統一に向けた検討を進めるとともに ケアマネジメントに基づき 各サービス提供主体で把握すべきアセスメント項目の評価手法及び評価のためのデータ収集の方策等の確立に向けた取組を行う。

●今後の診療報酬との同時改定を念頭に 特に医療保険との連携が必要な事項については サービスの適切な実態把握を行う効果的・効率的なサービス提供の在り方を検討する。

●介護事業経営実態調査については これまでの審議における意見（例えば調査対象期間など）も踏まえ 次期介護報酬改定に向けてより有効に活用される引き続き調査設計や集計方法を検討する。

検討必要分野	具体的な課題	調査項目案（2015年度～）
<p>〔横断的事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の評価 ケアマネジメントの質的改善 中重度高齢者・認知症高齢者への対応 	<p>○介護サービスの質の向上に向けて 具体的な評価手法の確立を図る。また利用者の状態等を維持・改善する取組を促すための 評価の在り方について検討する。</p> <p>○ケアプランやケアマネジメントに係る評価・検証の手法について 実態を適切に把握するとともに 必要な見直しを検討する。</p> <p>○中重度や認知症の高齢者にふさわしいサービスを適時・適切に提供するため引き続き 各種調査において研究等を進める。</p>	<p>〔効果検証〕</p> <p>(1) 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応（看護）小規模多機能型居宅介護等）の実施状況</p> <p>市町村ごとの整備状況・要介護度や認知症自立度などの利用者サービス内容等についての実態調査。</p> <p>(2) 通所系サービス等における機能訓練及びリハビリテーションの提供状況</p> <p>通所系サービス等における地域のリハビリテーションの在り方について 具体的な取組等についての実態調査 また個別機能訓練加算等の算定状況、職種別の訓練の実施方法・内容 効果等についての実態調査。</p> <p>(3) 介護保険施設等における利用者の医療ニーズへの対応の在り方について 医療ニーズの高い介護保険施設等の利用者に対する適切な医療サービス提供の在り方についての調査及び検討。</p> <p>(4) 居宅介護支援等におけるケアマネジメント等の実施状況</p> <p>居宅介護支援事業所等並びに当該事業所に従事する介護支援専門員等の業務実態についての調査。</p>
<p>〔居宅系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練・リハビリテーション等の機能分類・評価体系の在り方 地域の実情を踏まえた訪問系・通所系サービスにおける一体的、総合的な提供や評価の在り方 	<p>○介護保険施設等における 機能訓練及びリハビリテーションに係る実態を適切に把握するとともに 要介護者の 生活機能の維持改善に資するよう 必要な見直しを検討する。</p> <p>○地域密着型サービスについて 利用者の 医療ニーズへの対応の強化等により 在宅生活を支援するためのサービスの充実が図られているか等の観点から 必要な見直しを検討する。</p> <p>○中山間地域等における各種加算等の評価の在り方について検討するため 中山間地域等以外の実態の把握とともに 自治体独自の取組等を通じた介護報酬以外の支援の在り方についても検討する。</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築に向けたより効果的・効率的なサービス提供の在り方について検討する。</p>	<p>〔調査研究〕</p> <p>(1) 介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービスの提供状況</p> <p>各種介護保険サービスを受けている認知症高齢者の状態を含め 認知症高齢者への介護サービスの提供状況について横断的に その担い手や認知症医療との連携等に関する調査及び検討。</p> <p>(2) 介護保険サービスにおける質の評価の在り方について</p> <p>介護保険サービスにおける質の評価については 統一的な視点で 定期的に 利用者の状態把握を行うことが必要であるため 介護支援専門員による利用者のアセスメントを活用しつつ そのためのデータ項目選定及びデータ収集の仕組みづくり等に向けて引き続き検討</p>
<p>〔施設系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設等における医療提供の在り方 	<p>○介護事業経営実態調査については 調査設計や集計方法などを検討する。</p> <p>○介護職員の処遇改善の状況について 適切に把握する。</p>	
<p>〔その他の事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営実態 介護職員の処遇改善 		

一方 4/27 財務省の財政制度等審議会（財政審）の財政制度分科会では 国民皆保険制度の維持のためには診療報酬本体と介護報酬を2020年度にかけてマイナスにする必要があるとの認識を示しました。主な提案は以下の通りです。

【軽度者に対する給付】（右図参照）

生活援助サービス：軽度者に対する生活援助は 日常生活で通常負担する費用であり **原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替える必要**。また2015年度から地域支援事業へ移行した予防給付（訪問介護・通所介護）についても同様の観点からの見直しを行う必要。これらにより事業者間の価格競争の促進とサービスの効率化・産業の発展が図られる効果も期待できる。

通所介護：地域の実情に応じたサービスを効率的に提供する観点から 柔軟な人員・設備基準として自治体の裁量を拡大し **自治体の予算の範囲内で実施する枠組み（地域支援事業）へ移行すべき**。その際には **メニューの統合等により 簡素で分かりやすい体系とすべき**。

【ケアマネジメント】

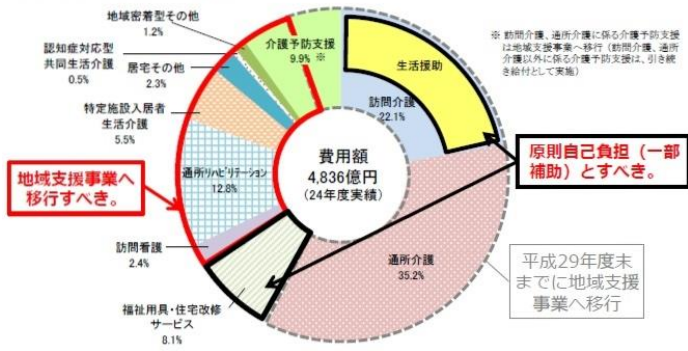
サービスを受ける以上は一定の対価を支払うべき。施設サービスなどではケアマネジメントが包含されて利用者負担が生じていることとの整合性等も踏まえ 訪問介護・通所サービス等に係るケアマネジメントについて **利用者負担を導入**すべきではないか。

【サービス単価の抑制】

診療報酬本体・介護報酬についても 高歯化等によって医療機関・介護事業者の収入総額（＝医療費・介護費）が増えていく中 保険料等の国民負担の上昇を抑制する観点から **マイナスとする必要**。

以上のように これまでになく非常に具体的かつ踏み込んだ内容になっています。

要支援1・2に対する給付



要介護1・2に対する給付

